

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 30 年 6 月号  
岩沢北部・南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1 平成 30 年度の主な工事予定 | 2 市道通行止めのお知らせ  |
| 3 下水道課からのお知らせ     | 4 区画整理課からのお知らせ |

## 1 平成 30 年度の主な工事予定

平成 30 年度の工事は以下のとおりです。

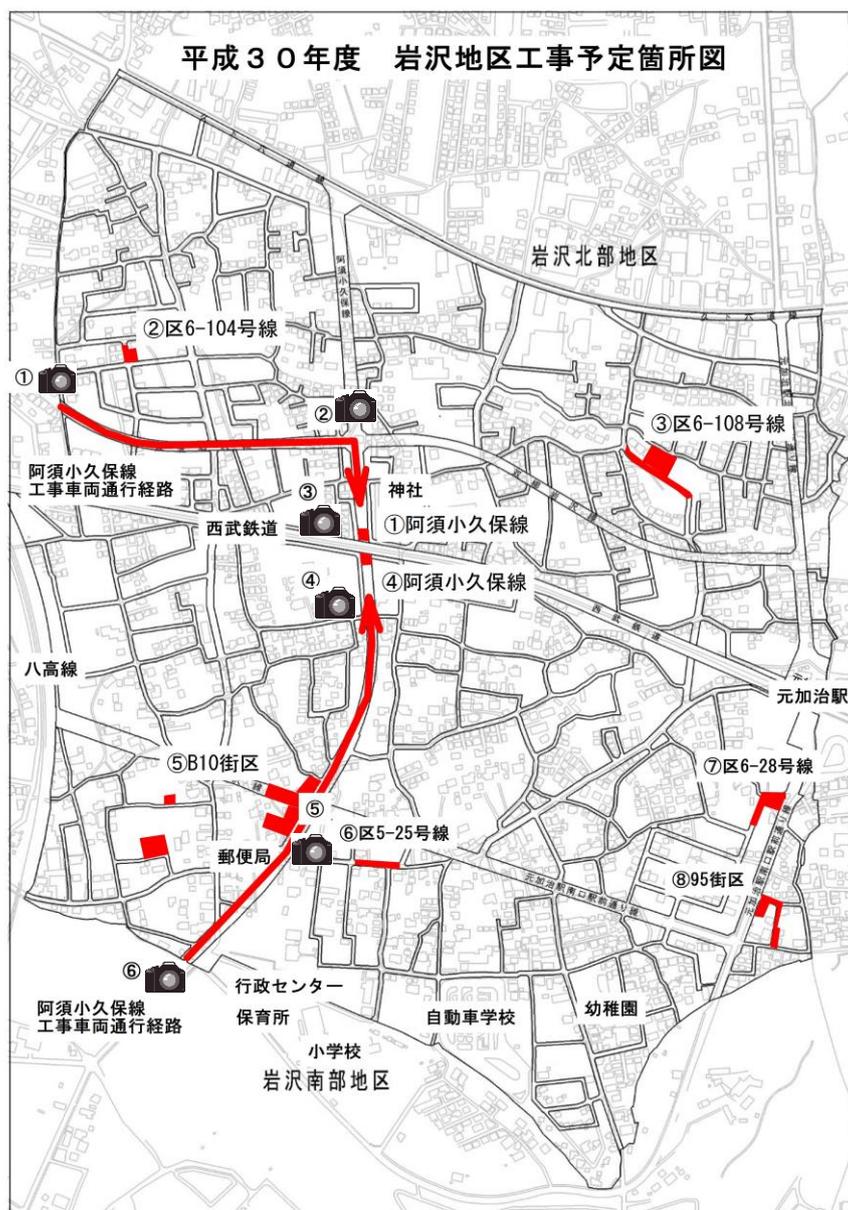
### 【岩沢北部地区】

- ① 阿須小久保線（跨線橋）下部工
- ② 区 6-104 号線道路築造
- ③ 区 6-108 号線道路築造

### 【岩沢南部地区】

- ④ 阿須小久保線跨線橋下部工
- ⑤ B10 街区ほか造成
- ⑥ 区 5-25 号線道路築造
- ⑦ 区 6-28 号線ほか道路整備
- ⑧ 95 街区造成ほか

阿須小久保線は、市街地東部を南北に縦貫する道路として最重要、最優先される幹線道路に位置付けられています。今年度、阿須小久保線（跨線橋）下部工の工事に着手します。それに伴い、工事車両が多く通行することになります。工事等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。その他、今年度の事業として埋蔵文化財調査、建物移転などを実施します。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定しています。



工事期間中は工事車両が通行します。

① 写真



② 写真



③ 写真



④ 写真



⑤ 写真



⑥ 写真

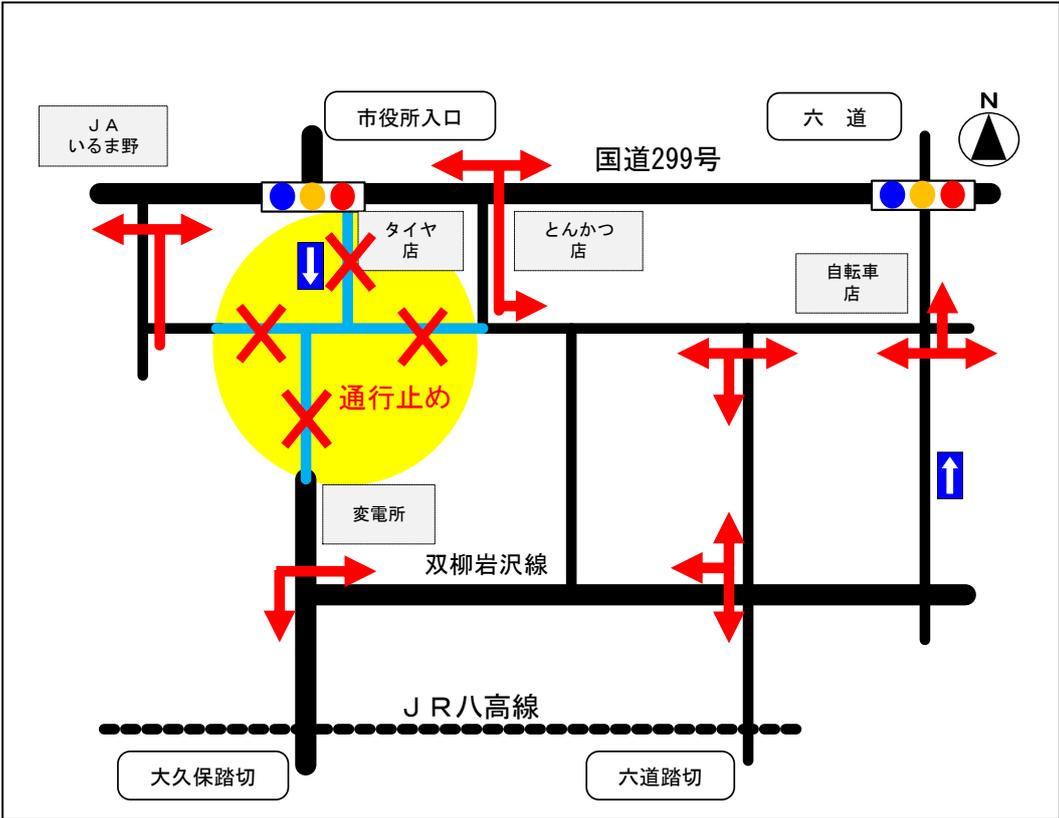
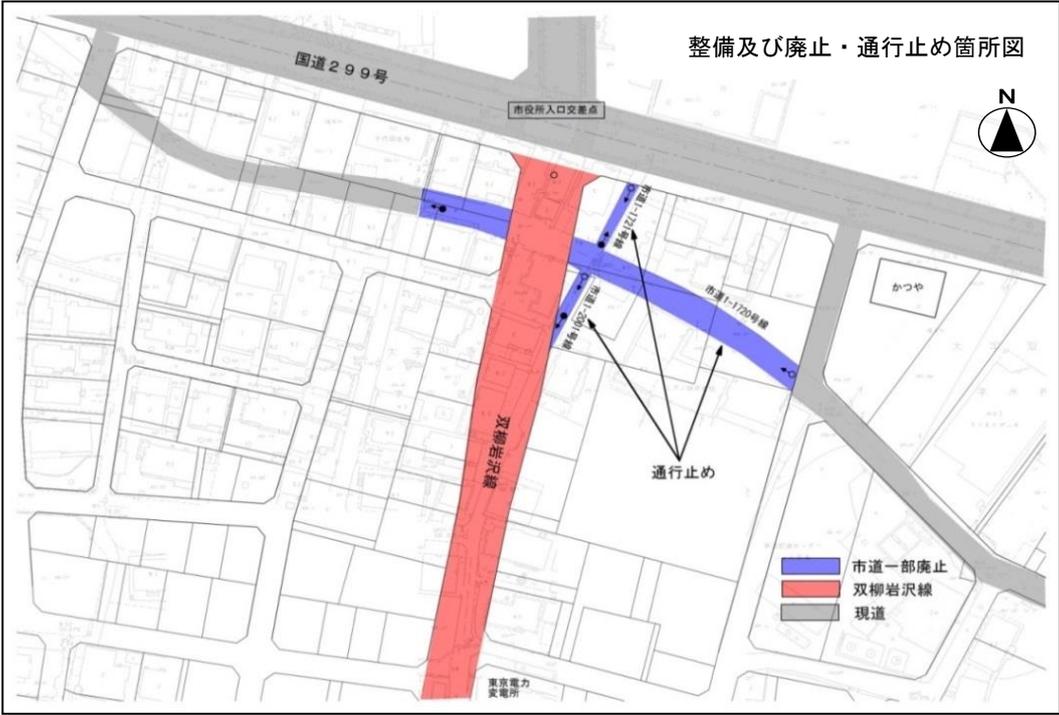


## 2 市道通行止めのお知らせ

下図のとおり、国道 299 号から東京電力変電所北側区間までの双柳岩沢線整備により、市道の一部について通行止め（廃止）を実施します。

工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

市道通行止め開始：平成 30 年 6 月下旬予定



### 3 下水道課からのお知らせ

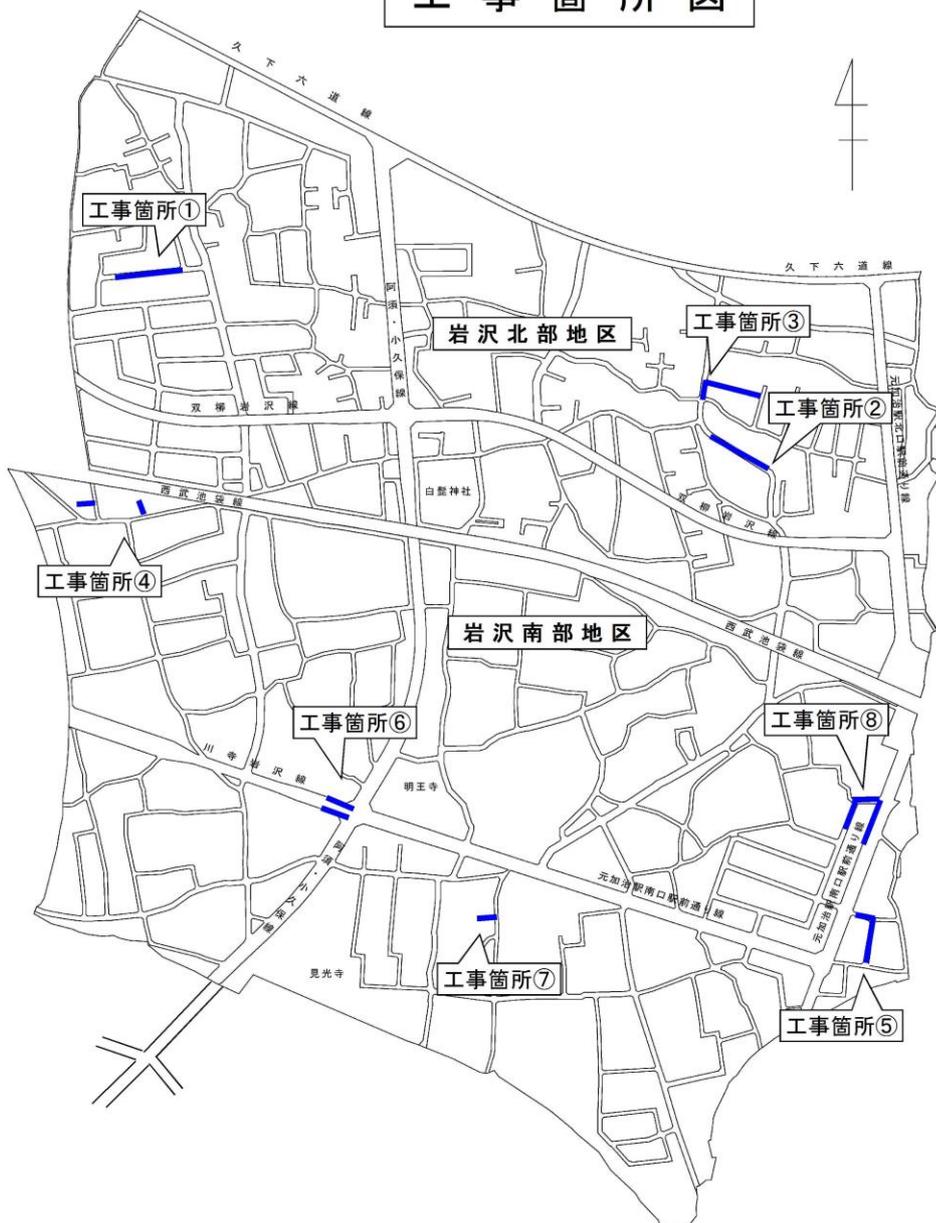
平成30年度岩沢地区公共下水道污水管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成30年 8月上旬	平成30年11月下旬	通行止 (水道工事あり)
②	平成30年 9月上旬	平成30年12月下旬	(水道工事あり)
③	平成30年 8月上旬	平成30年11月下旬	迂回通行(水道工事あり)
④	平成30年 8月上旬	平成30年11月下旬	通行止 (水道工事あり)
⑤	平成30年10月上旬	平成30年12月下旬	通行止 (水道工事あり)
⑥	平成30年 7月上旬	平成30年10月下旬	(水道工事あり)
⑦	平成30年 6月下旬	平成30年 8月下旬	通行止 (水道工事あり)
⑧	平成30年 8月上旬	平成30年12月下旬	迂回通行(水道工事あり)

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

#### 工事箇所図



## 4 区 画 整 理 課 か ら の お 知 ら せ

### ■保留地（宅地）販売の抽せん販売を実施します

- 受付期間 平成30年7月23日(月)～8月1日(水) (土・日も受け付けます。)
- 受付時間 8時30分～17時15分
- 抽せん日時 平成30年8月10日(金) 10時00分～
- 受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

案内書、申込書及びパンフレットは、6月18日(月)から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。

詳細については広報はんのう7月1日号及び市のホームページもご覧ください。

### ■建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為(開発行為)やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。  
建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

### ■土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指数など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

## ■権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

## ■電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱等の移設も同時に行われます。電柱等の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱等の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

## ■迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となります。ルールを守り、住みよいまちにしましょう。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所	飯能市大字笠縫 1 1 2-1
電 話	042-973-8682
FAX	042-972-1242
Eメール	<a href="mailto:kukaku@city.hanno.lg.jp">kukaku@city.hanno.lg.jp</a>